

国土交通大臣は、広島空港において民間による運営等を実施するため、先般実施したマーケットサウンディングにおいて得られた民間事業者からの意見を踏まえ、広島空港特定運営事業等実施方針を定める(PFI法第5条第1項、民活空港運営法第5条第2項)。

## 本事業の概要

### ○ 目的

航空輸送の安全性や空港の公共性を確保しつつ、民間の資金・経営能力の活用による空港の一体的かつ機動的な経営を実現し、内外交流人口拡大等による地域の活性化を図る

### ○ 事業期間

30年間(＋不可抗力延長で最長35年間)

### ○ 事業方式

- ・ 運営権者は、本事業の遂行のみを目的とするSPCとし、滑走路等の運営(着陸料の收受等)とターミナルビル等の運営を一体的に実施
- ・ 運営権者は、国から公共施設等運営権の設定を受けることにより滑走路等の運営を実施、ビル会社の株式を取得することによりターミナルビル等の運営を実施
- ・ 運営権者は、着陸料その他の収入を設定・收受し、これらの収入により事業実施に要する費用を負担 (独立採算型PFI事業)

### ○ 本事業の範囲

- ・ 空港運営等事業 (滑走路等の維持管理・運営、着陸料等の設定・收受等)
- ・ ビル・駐車場事業 (旅客・貨物ビル施設事業、駐車場施設事業)
- ・ その他 (応募者による提案業務(地域共生事業、空港利用促進事業)等)

### ○ 特徴

- ・ 周辺施設(県営駐車場等)と空港を一体的に活用することを可能とする仕組み
- ・ 空港の利用促進事業として、二次交通アクセス事業者等との連携を含めた提案を受ける

## 運営権者の募集・選定

※スケジュールは現時点での想定であり、今後、変更があり得る

### ○ 国による優先交渉権者選定手続

(H31.5～H32.6)

- ・ 有識者等で構成する審査委員会により審査(国及び広島県の代表各1名を含む数名を選任予定)
- ・ 応募者が一定の参加資格要件を満たしているかを確認の上、提案内容を2段階で採点
- ・ 競争的対話等で民間事業者との間での相互理解を醸成
- ・ 地域活性化等の実現に資する者を総合的に判断のうえ優先交渉権者を選定  
(運営権対価はゼロ円を上回る金額を提案(一括払い))
- ・ 優先交渉権者が設立したSPCと実施契約を締結、所要の引継ぎを実施

⇒ 上記の各手続を経た上で、平成33年度からの運営委託開始を目指す